

改正

平成20年9月30日条例第29号

平成25年2月26日条例第2号

平成28年3月31日条例第6号

令和2年6月1日条例第22号

袋井市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、袋井市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

**第2条** 政務活動費は、袋井市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付の額)

**第3条** 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額2万5,000円を乗じて得た額を交付する。

(交付の方法等)

**第4条** 政務活動費は、会派からの請求に基づき当該年度に属する月数分をあらかじめ一括交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

2 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から、政務活動費を交付する。

3 基準日において、議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は前条に規定する所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

(会派に所属する議員数の異動に伴う調整)

**第5条** 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属する議員数に異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、

既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を上回るときは、当該会派の代表者は当該上回る額を返還しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散した場合は、当該会派の代表者であった者は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の月数分の政務活動費を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

**第6条** 政務活動費は、会派が行う調査研究及び研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（経理責任者）

**第7条** 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

**第8条** 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、領収書又はこれに準ずる書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、又は議員の任期が満了したときは、当該会派の代表者であった者は、前項の規定にかかわらず、その事由が発生した日から起算して30日以内に前項の収支報告書を提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

**第9条** 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除してなお残額がある場合は、当該残額を返還しなければならない。

（収支報告書等の保存及び公開）

**第10条** 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書等の公開を請求することができる。
- 3 議長は、前項の規定による請求があった場合は、袋井市情報公開条例（平成17年袋井市条例第15号）第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、収支報告書等を公開するものとする。

（透明性の確保）

**第11条** 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書等について、必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委任）

**第12条** この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成17年度分の政務調査費から適用する。
- （経過措置）
- 2 合併前の袋井市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年袋井市条例第11号）又は浅羽町議会政務調査費の交付に関する条例（平成14年浅羽町条例第9号）（次項においてこれらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、合併前の条例の規定により交付された政務調査費に係る収入及び支出の報告書等の提出及び保存については、なお合併前の条例の例による。

（交付の額の特例）

- 4 第3条に規定する政務活動費の額は、令和2年8月1日から令和3年3月31日までの間において、同条の規定にかかわらず、月額6,250円とする。

**附 則**（平成20年9月30日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成25年2月26日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後の袋井市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に改正前の袋井市議会政務

調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月31日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成26年度分の政務活動費から適用する。

附 則（令和 2 年 6 月 1 日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 6 条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費及び他の団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、市民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議及び他の団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費